

五島市監査委員公表第7号

平成29年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年12月25日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1五総第2359号
令和元年12月17日

五島市監査委員 橋本 平馬 様
五島市監査委員 神之浦 伊佐男 様

五島市長 野 口 市太郎

平成29年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について

平成30年3月22日付け29五監第597号による平成29年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知いたします。

なお、措置が完了していない事項については、措置を講じた後、改めて通知することといたします。

記

1 監査の対象

総務企画部（総務課、政策企画課、財政課、情報推進課、税務課）

市民生活部（市民課、社会福祉課、長寿介護課、国保健康政策課、生活環境課）

地域振興部（商工雇用政策課、再生可能エネルギー推進室、観光物産課、スポーツ振興課）

会計課、富江支所、玉之浦支所

2 指摘事項等

（1）使用料及び手数料に関する事務について

<指摘事項>

- ① 中央公園使用料について、利用時間以外の時間に利用する場合及び市内に住所を有する者以外の者が利用する場合における減免する額の算定において、10円未満の端数処理の誤りによる使用料の算定誤りが見受けられた。使用料の算定においては、違算がないようチェック体

制の強化を図るとともに、使用料を納めすぎている場合には速やかに還付等の処理をされたい。

【講じた措置】

【スポーツ振興課】

使用料の算定につきましては、同様の誤りを起こさないよう、全職員に周知し、複数の職員でチェックをするよう体制の改善を図りました。

なお、使用料を納めすぎているケースに関しては、平成 30 年 4 月 13 日付けで還付処理を完了しました。

- ② 長手スポーツセンター使用料について、五島市長手スポーツセンター条例第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、第 2 条に規定する設置の目的以外に利用する場合には使用料を徴収すべきところ、選挙などのセンターの設置目的以外に利用する場合においても、減免申請書を提出することなく使用料を無料にしていた。センターの設置目的以外に利用する場合は、使用料を徴収すべきであり、五島市長手スポーツセンター条例施行規則別表に掲げる減免の要件に該当する場合には減免申請書を提出させるべきある。

【講じた措置】

【スポーツ振興課】

ご指摘の目的外使用につきましては、現在は是正し条例に則って適切な運用に改善しました。

- ③ 武道館使用料について、市内の官公署が福江武道館を利用した際の使用料を、公益性があるという理由で免除していた。しかしながら、五島市武道館条例施行規則別表第 10 項に減免の要件として「市内の官公署が、その目的のために直接利用する場合」を掲げ、その減免の率を 100 分 50 と規定するから、同項の規定を適用すべきである。

【講じた措置】

【スポーツ振興課】

同様の誤りを起こさないよう全職員に周知し、複数の職員でチェックをするよう体制の改善を図りました。

<指導事項>

- ① 庁舎使用料及び普通財産の貸付料において、納入通知書の送付が遅れているもの及び納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付の督促等適正に処理されたい。

【講じた措置】

[財政課]

今後は、毎週 1 回財務会計システムを利用して収入未済の調定の状況を確認することとし、納期限が近づいているものについては、担当者に連絡して督促を行うなどして納期限内の納付に努めてまいります。

[富江支所]

以降、五島市財務規則に基づき適正に処理するよう指導しました。

[玉之浦支所]

五島市財務規則に第 28 条の規定による納期限を確実に記載し、適正な時期に納入通知書の発送を行うよう職員に指導しました。

- ② 使用料の減免については、各施設の設置管理に関する条例施行規則において、減免の要件として「市が主催する行事に利用する場合」と規定されているところ、市が主催する行事であるかについて確認がなされないまま適用している事例が見受けられたので、実施要綱等により確認し、適正に適用されたい。または、市が主催する行事であるならば市の機関において利用の申請をされたい。

【講じた措置】

[スポーツ振興課]

同様の誤りを起こさないよう全職員に周知し、複数の職員でチェックをするよう体制の改善を図りました。

[玉之浦支所]

実施要綱等で主催者を確認し、申請者については、市の担当部署が申請しているかを確認のうえ減免対象とするよう、職員に周知しました。

- ③ ごみ処理手数料について、納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付の督促等適正に処理されたい。

【講じた措置】

[生活環境課]

手数料の未収状況を確認し、五島市財務規則第 46 条の規定に基づき、適切に督促を行うよう職員に指導しました。

- ④ 一般廃棄物収集運搬許可申請手数料については、五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 19 条第 1 項において、「申請の際に納付しなければならない」と規定されているが、許可証交付時に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

【講じた措置】

[生活環境課]

これまでは、許可証交付時に納入通知書を申請者に渡し、金融機関で納付いただく誤った事務処理を行っていましたので、平成30年度より申請書受付時に出納員が受領するように改善しました。

- ⑤ 五島市中央公園有料施設の使用料については、五島市中央公園条例別表第2から別表第4までにおいて、「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」は通常の使用料の100分の200と規定されているが、営利団体が商品販売及び入場料を徴収するイベントに利用する場合に適用し、採用面接及び販売セミナーに利用する場合は通常の使用料を徴収している。一方、他の施設においては、営利団体が採用面接等に利用する場合は「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」と判断しており、取扱いが異なっている。公の施設における営利営業の場合の使用料徴収については、その取扱いに差異が生じないように、市として明確な運用基準を設け、条例に基づく適正な使用料の徴収に努められたい。

【講じた措置】

[スポーツ振興課]

「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」の定義については、関係課と協議のうえ統一した基準において取り扱うこととしました。

《措置が完了していない事項》

「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」の使用料の統一的な運用基準の設定

[財政課]

現在、その判断基準を内部で定めている福江総合福祉保健センターの取扱いを参考として、関係各課と協議中です。

(スケジュール予定)

令和2年1月 取扱い規定の整備

- ⑥ テニスコート及び夜間照明施設の使用料については、各施設の設置管理に関する条例において「利用の許可を受けた際に納付しなければならない」と規定されているが、利用後に納付している事例が見受けられたので、条例の規定に基づき適正に処理されたい。

【講じた措置】

[富江支所]

使用許可時に使用料を受領するよう職員に指導しました。また、使用申請者に対して、申請時に納付いただくよう周知しました。

<意見 見>

使用料の徴収において、指導事項①のとおり、納入通知書の送付が遅れているもの及び納期限までに納付されていないものが見受けられた。収入事務について、調定、徴収、滞納整理等が適正に処理されるよう、チェック体制を確立する方策を検討されたい。

【講じた措置】

[財政課]

財政課より各課へ財務会計システムの帳票の「収入未済表」を定期的に送付し、各課においては、その帳票を活用して課内の収入事務に関する管理体制及び納期内納付の徹底を図るよう周知しました。

また、調定が漏れる等の事務処理を防止するため、補助金等の交付決定通知供覧時に調定伝票の決裁を併せて受けるよう各課長に周知しました。

(2) 補助金に関する事務について

<指摘事項>

- ① 物産振興協会運営費補助金については、補助事業者が行う事業の営業収益から営業費用を控除して求められる欠損額を補助するものであるところ、交付申請時における欠損見込額を概算払により 400 万円交付し、実績報告時には欠損額が生じていないにもかかわらず、そのまま交付額を確定していた。補助金を交付すべきではないので、交付した補助金を返還させるべきである。

【講じた措置】

[観光物産課]

平成30年3月1日付け五島市指令29観第76号により補助金返還命令を五島市物産振興協会へ行い、同月12日に返還金の入金を確認しました。

<指導事項>

- ① 交付申請時に提出した事業計画書、収支予算書等の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、五島市補助金等交付規則第11条第2項第1号の規定に基づき、事前に変更の承認を受けるよう補助事業者に対して指導されたい。

【講じた措置】

[総務課]

補助金の内容変更については、補助事業者に対し説明を実施するとともに、職員2名によるチェック体制をルールとしました。

[市民課]

補助事業者の福江地区町内会連合会役員会に出席し、申請に基づいて適正に補助事業を行うこと、また軽微な変更以外は変更承認申請を提出するよう説明をしました。

[スポーツ振興課]

補助事業者に対し、事業及び予算を変更する場合は変更申請が必要である旨の説明をしました。

[玉之浦支所]

補助事業者に対し、軽微な変更を除き、事前に変更の承認を受けるよう説明をしました。

- ② 要綱等において毎年度別に定めるとされている交付申請書の提出期限を定めていないものが見受けられたので、適正に処理されたい。

【講じた措置】

[社会福祉課]

平成30年度分の補助金に係る申請書の提出期限について、課長決裁により定め、期限を明記した通知文書を申請者あて送付しました。以降も同様の取扱いとします。

[長寿介護課]

平成30年度五島市老人クラブ活動等補助金について、課長決裁により提出期限を5月1日と決めました。以降も同様の取扱いとします。

[国保健康政策課]

五島市カネミ油症被害者団体活動費補助金の申請書提出期限について、補助金交付事務要領を、「カネミ油症被害者団体の総会終了後7日を経過した日」と改正し平成30年度から適用しました。

[商工雇用政策課]

平成30年度の補助申請書の提出期限について、課長決裁により決めました。次年度以降について同様に適正な事務処理に努めます。

[玉之浦支所]

平成30年度の補助申請書の提出期限について、課長決裁により定め、補助事業者に通知をしました。

- ③ 市が事務局を担当している補助事業について、市が受理した文書と補助事業者が起案した文書を同一のフォルダに保存しているものが見受けられた。補助事業の実施主体として当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整理し、適正な事務の執行に努められたい。

【講じた措置】

[生活環境課]

事務局と市の立場を整理するために、文書管理フォルダを区分しました。

[スポーツ振興課]

事務局と市の立場を明確にするために、適正なフォルダ整理に改善しました。

- ④ 市が事務局を担当している補助事業について、事務局の会計事務担当者と市の補助金審査を行う担当者が同一であった。補助事業の実施主体として当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整理し、適正な審査が担保される体制を確保されたい。

【講じた措置】

[政策企画課]

平成29年度補助事業の実績報告時から、係長級の上席職員を補助金審査担当とし、補助事業の適正な審査が担保される体制を確保しました。

- ⑤ 長崎県障害者スポーツ協会事業推進に関する補助金については、要綱等の定めがなく、補助金の交付目的、条件、補助対象経費、補助率、補助金額、補助事業の内容等が明確でないことから、要綱等を制定すべきである。

【講じた措置】

[社会福祉課]

平成30年4月25日決裁伺い定めにより「長崎県障害者スポーツ協会事業推進補助金交付要領」を制定しました。

- ⑥ 県民体育大会参加費補助金については、概算払で320万円を交付しているが、約180万円の返還金が生じていた。概算払で交付する額については、多額の返還金が生じることのないよう適正な額を交付されたい。

【講じた措置】

[スポーツ振興課]

補助金交付額の決定時に、事業計画書及び予算書を可能な限り詳細に精査しております。

- ⑦ 五島さんごの町富江観光協会運営費補助金については、補助対象経費の精査、実績報告書と証拠書類である領収書等の写しとの突合など、交付申請書及び実績報告書の適正な審査がなされていなかった。適正

な審査が担保される体制を確保されたい。

【講じた措置】

[富江支所]

適正な審査を行うために検査調書を作成し「書類の整備状況」、「支払確認」、「実地検査」等の項目ごとにチェックを行う体制としました。

(3) 準公金等に関する事務について

<指摘事項>

510 列島まつり実行委員会に係る準公金の取扱いにおいて、職員からの多額の一時借入や契約変更事務の失念など、不適切な事務が見受けられた。準公金の取扱いについては、五島市準公金取扱事務処理規程（以下「準公金規程」という。）及び当該団体の経理規程にのっとり適切に行われたい。

【講じた措置】

[観光物産課]

平成28年度は、実行委員会が直接県の補助金を受け、事業実施を行うこととしていたが、補助金の支給時期が事業後であったため、事業財源確保を担当者等の一時立替で行いました。

平成29年度及び平成30年度は、五島市及び新上五島町から、国境離島新法に係る特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した負担金の支給を受け事業を実施しているため、職員の一時立替え等不適切な事務処理は発生いたしません。

なお、事務処理については、主担当、副担当の複数体制で取り扱うこととし、決裁時のチェック体制を強化する等改善を図りました。

<指導事項>

- ① 準公金に係る預金通帳と銀行届出印を同じ金庫等に保管していた。また、預金通帳と銀行届出印は別に保管しているものの、金庫等の鍵を同一の職員が管理している状況が見受けられた。事故防止のため個別に管理されたい。

【講じた措置】

[市民課]

（奥浦・崎山・本山・久賀島出張所）預金通帳は金庫に保管し、鍵は共通管理。銀行届出印は所長の袖机に保管し、鍵は所長が所持管理するように改めました。

（柁島出張所）預金通帳は金庫に保管し、鍵は施錠可能なキャビネットに保管。銀行届出印は金庫の鍵と同じキャビネットに、キャビネット

トの鍵は所長の袖机に保管し、袖机の鍵は所長が管理するよう改めました。

[国保健康政策課]

カネミ油症事件発生50年事業実行委員会の預金通帳と銀行届出印を保管する金庫等の鍵を課長が保管していたので、預金通帳は金庫に保管し、金庫の鍵を課長が、銀行届出印を保管するキャビネットの鍵を課長補佐が管理するよう改めました。

[玉之浦支所]

預金通帳を窓口班内キャビネットに保管し、その鍵は支所長補佐が管理することとし、銀行届出印を支所長席横のキャビネットに保管し、その鍵は支所長が管理するよう改めました。

- ② 準公金に係る預金通帳に暗証番号を登録していた。準公金規程第6条第1項第1号において、「事故防止のため、原則として暗証番号の登録を行わないこと」と規定しているので、速やかに是正されたい。

【講じた措置】

[観光物産課]

暗証番号登録とキャッシュカード作成をしていた2つの準公金預金通帳については、暗証番号の廃止及びカード利用停止の届を提出し、カードを返却しました。

[スポーツ振興課]

暗証番号登録を廃止しました。

- ③ 準公金に係る支払において多額の現金払が見受けられた。盗難や紛失などのリスク軽減を図るため、口座振込などの支払方法を検討されたい。

【講じた措置】

[スポーツ振興課]

振込み手数料を節減するため現金による支払いをしてきましたが、盗難等のリスク軽減のため高額な請求額については口座振込とすることにしました。

- ④ 市の嘱託職員が五島市防犯協会の事務を行い、同協会から当該職員の報酬が支払われていた。市の職員が他の団体の事務に従事すること及び他の団体から報酬を受けることについて合理的な根拠が示されなかったので、職員の身分、従事している業務内容等について整理し、適切な任用を図られたい。

【講じた措置】

[総務課]

平成30年4月1日付けで市の嘱託員として、「五島市嘱託員の任用及び勤務条件等に関する規則」に基づき任用を行うとともに、6月の五島市防犯協会総会において、五島市防犯協会規約等の改正を行いました。

- ⑤ 大浜地区まちづくり協議会に係る準公金について、事務局費や各事業費を年度当初に事務局職員に対して資金前渡し、年度末に精算していた。資金前渡しは、請求書による支払が困難な場合などに現金払をするための方法であるから、資金前渡の可否について適正に判断するとともに、支払後は速やかに精算されたい。

【講じた措置】

[市民課]

資金前渡しは、請求書による支払いが困難な場合に限定し、請求書による支払いとするよう担当職員に指導しました。